

○厚生労働省告示第百八十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第二項第一号及び第二十一条の五の四第三項第二号の規定（これらの規定を同法第二十一条の五の十三第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年四月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第1の1のイの(1)中「965単位」を「972単位」に、同イの(2)中「906単位」を「913単位」に、同イの(3)中「848単位」を「854単位」に、同イの(4)中「791単位」を「797単位」に、同イの(5)中「770単位」を「776単位」に、同イの(6)中「750単位」を「756単位」に、同イの(7)中「729単位」を「734単位」に改め、同1のロの(1)中「1,206単位」を「1,215単位」に、同ロの(2)中「1,061単位」を「1,069単位」に、同ロの(3)中「976単位」を「983単位」に、同ロの(4)中「889単位」を「896単位」に改め、同1のハの(1)中「1,138単位」を「1,147単位」に、同ハの(2)中「863単位」を「870単位」に、同ヘの(1)中「789単位」を「795単位」に改め、同ヘのニの(1)中「616単位」を「622単位」に、同ニの(2)中「451単位」を「455単位」に、同ニの(3)中「363単位」を「366単位」に改め、同1のホの(1)中「1,58

7単位」を「1,599単位」に、同ホの②中「813単位」を「819単位」に、同ホの③中「689単位」を「694単位」に改め、同1の注5中「274単位」を「276単位」に改める。

別表第2の1のイ中「329単位」を「332単位」に改め、同1のロ中「440単位」を「443単位」に改める。

別表第3の1のイの(1)中「478単位」を「482単位」に、 「359単位」を「362単位」に、 「278単位」を「281単位」に、 同イの②中「616単位」を「622単位」に、 「451単位」を「455単位」に、 「363単位」を「366単位」に改め、同1のロの(1)中「1,309単位」を「1,320単位」に、 「670単位」を「675単位」に、 「568単位」を「573単位」に、 同ロの②中「1,587単位」を「1,600単位」に、 「813単位」を「820単位」に、 「689単位」を「695単位」に改める。

別表第4の1中「906単位」を「912単位」に改める。